「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について

1. ガイドラインの構成

本ガイドラインは以下の要素により構成されます。

① 活動再開の基準

コロナウイルスの各地域における感染状況に応じて活動レベルを設定し、各レベルにおける活動の 内容や範囲を設定

② 活動再開時の留意点(各種手引き・チェックリスト)
各活動レベルにおいて活動を実施する際に準備しておくべき事項、配慮するべきポイント等を整理

2. ガイドライン策定の基本方針

本ガイドラインの策定にあたっては以下の項目を基本方針として掲げました。

① 安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等、サッカーファミリー全体が安全に活動できる環境を提供する

② 不当な扱い・差別等の禁止

地域の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはなく、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容しない

③ リスペクト

関わる全ての方を大切に思い、困難な状況にあるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

④ 「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応

Before コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する

⑤ サッカー界の抜本的見直し

今回のコロナ禍を契機とし、組織の在り方や個別事業の設計について抜本的な見直しを図る(リスクとチャンス)

3. ガイドラインの運用方針

本ガイドラインについては、以下の考え方に基づき運用されるものとします。

<本ガイドラインの拘束力>

本ガイドラインはあくまで、各 FA の活動再開及び各時点において実施し得る活動について、目安として参照すべき留意点等をまとめたものです。そのため、各 FA やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではありません。

<本ガイドラインの適用の優先度>

本ガイドラインは主に政府の方針や上位団体が作成する指針に基づき、各 FA やチーム等が活動する際に参考にするために作成されたものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府及び各自治体の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとします。

※J リーグや JFL 等トップリーグの開催・運営においては、各団体が別途作成するガイドライン等がある場合はそれらが優先されます

<運用の際の留意点>

各 FA やチーム等においては、各地域での事業や活動を実施する際には、まずは当該地域での自治体の方針や指導を遵守いただくともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について最終的な判断をいただくようお願いいたします。

<本ガイドラインの改定>

本ガイドラインは、政府の方針や上位団体の示すガイドラインに変更があった場合や本協会が必要と判断した場合に改定を行うものとします。

4. 活動再開の基準(目安)

(1) 活動レベルの設定

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言する各ステージの設定をベースに、各都道府県の活動再開時期及びその活動内容の目安とする「活動レベル」を設定しました。なお、各都道府県が該当するステージについては各 FA において自治体等への確認を通じ主体的に判断ください。

ステージ	状態	概要	スポーツ活動に関連する主な要請事項
ステージ I	感染者の散発的発生及 び医療提供体制に特段 の支障がない段階	-	-
ステージ II	感染者の漸増及び医療 提供体制への負荷が蓄 積する段階	3 密環境などリスクの高い場所でクラスターが 度々発生することで、感染者が漸増し、重症 者が徐々に増加してくる。このため、保健所な どの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、 新型コロナウイルス感染症に対する医療以外 の一般医療も並行して実施する中で、医療 提供体制への負荷が蓄積しつつある。	
ステージ	感染者の急増及び医療 提供体制における大きな 支障の発生を避けるため の対応が必要な段階	ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛
ステージ IV	爆発的な感染拡大及び 深刻な医療提供体制の 機能不全を避けるための 対応が必要な段階	病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要な状況。	・ 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。・ 県境を超えた移動の自粛要請。・ 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。・ イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。

参考:

各ステージにおける講ずべき施策 (新型コロナウイルス感染症対策分科会発表資料(8/7)より)

(1) ステージに関わらず現時点において講ずべき施策

ステージに関わらず現時点において講ずべき施策

1)合理的な感染症対策のための迅速なリスク評価

✓ 自治体は、リスク評価に基づき、効率的なリソースの配分を行い、優先順位をつけて対策を迅速に実施する。

②集団感染 (クラスター) の早期封じ込め

- ✓ 徹底した院内・施設内などの集団感染の未然防止と早期検知。陽性者の入院等の迅速な対応
- ✓ 接触者の調査と合理的な対応
- ✓ クラブ等の接待を伴う飲食店などクラスターの発生した周辺地域・関連業種での迅速な実態把握と対策の促進
 - ⇒場合により様々な積極的介入方策(営業時間短縮や休業の要請等)を検討
- ③ 基本的な感染予防の徹底 (3密回避等)
 - ✓ 事業者: ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮 テレワーク等の推進
 - ✓ 個人:3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起 ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信。 感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるという メッセージ
 - ✓ COCOA及び地域ごとの対策アブリの普及促進
- ④ 保健所の業務支援と医療体制の強化
 - ✓ 人材や物資(PPEなど)の確保、効率的な業務執行への支援
 - ✓ 宿泊療養施設、入院患者受入病床の拡充
- ⑤ 水際対策の適切な実施
- ⑥人権への配慮、社会課題への対応等
- ⑦対策を実効性のあるものとしていくための制度的仕組みや効率的な財源の活用について検討

② ステージ皿で講ずべき施策の提案

ステージⅢで講ずべき施策の提案

(赤字:ステージⅢで取り組むことを検討して頂きたい事項/黒字:ステージ I、Ⅱでも取り組んで頂きたいが、ステージⅢで更に徹底して頂きたい事項) 以下の施策については、同一県内であってもエリア限定で実施するなど、地域の実情に応じて取り組んでいただきたい。また、感染の状況によっては、ステー ジⅢに至る前から、機動的に取り組んでいただくことも重要である。

メリハリの利いた接触機会の低減

【対事業者】

(ステージⅢで取り組むべき事項)

- ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業 要請等。
- イベント開催の見直し
- すべつ下開催の見直し。人が集中する観光地の施設等における入場制限等。
- 接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化。
- 飲食店における人数制限。

(ステージⅢにおいて更に徹底すべき事項)

- COCOA及び地域ごとの対策アプリの更なる周知及び普及促進の更なる強化。
- リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化(検査の 強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化)。
- テレワーク等の更なる推進。

【対個人】

(ステージⅢで取り組むべき事項)

- 夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請。
- 飲食店における人数制限。
- 若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、 感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底。

(ステージ皿において更に徹底すべき事項)

- ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信。
- 重症化しやすい人(高齢者など):3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨。
- 中年:職場での感染予防徹底、宴会等の自粛。
- 若者:クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛。
- ・ 医療従事者・介護労働者: リスクの高い場所に行かない。

【対国・地方自治体】

(保健所の業務支援)

- クラスター対策の重点化・効率化。
- 保健所への人材の派遣・広域調整。
- 保健所負担の更なる軽減。

(医療提供体制及び公衆衛生体制の整備)

- 病床、宿泊療養施設の追加確保(公共施設の活用など 一段進んだ取組)。
- 重症病床をはじめ医療提供体制に関する各種データの 積極的公開。
- 無症候者、症状別の感染者数の公表。
- 臨時の医療施設の準備。
- 都道府県域を超えた患者受入れ調整 (広域搬送)
- 検査時にウイルス量が多い場合や高齢者等の重症化するリスクが高い方を優先的に入院。(自宅療養の対象となる者の明確化を通じ、宿泊療養により難い場合における、軽症・無症状者で重症化リスクの低い方への自宅療養の適切な実施)
- 感染が広がっている特定の地域については、医療機関 や高齢者施設等において速やかに必要な検査を実施。
- 感染が拡大している特定の地域に属する者や関連する 集団を対象とした検査を実施

(水際対策)

水際対策の適切な実施を継続。

(その他の重要事項)

リスクコミュニケーションの観点から、国民に説得力の ある状況分析とともに、現場における対話の積み重ねや 分かりやすく明確なメッセージの発信。

-

③ ステージIVで講ずべき施策の提案

ステージⅣで講ずべき施策の提案

全面的な接触機会の低減

緊急事態宣言など、強制性のある対応を検討せざるを得ない。

- 接触機会の低減を目指した外出自粛の要請。
- 県境を超えた移動の自粛要請。
- 感染リスクやガイドラインの遵守状況等を考慮しつつ、生活必需品等を取り扱う事業者等を除き施設の使用制限。
- 人が集中する観光地の施設や公共施設の人数制限や閉鎖等。
- イベントは原則、開催自粛。集会における人数制限。
- 生活圏での感染があれば学校の休校等も検討。
- テレワーク等の強力な推進をはじめ職場への出勤をできるだけ回避。

公衆衛生体制

- クラスター対策は重症化リスク対策を考慮して更に重点化。
- 重症化リスクの高い発症者を優先的に対応。
- ・ 疫学調査の簡略化。

医療提供体制

- ◆ 入院治療が必要な方への医療提供を徹底的に優先した医療提供体制。 (高齢者等のハイリスクではあるものの、軽症・無症状者への宿泊療養の開始も検討)
- 臨時の医療施設の運用・追加開設。

その他の重要事項

● 行動変容に対する国民・住民の理解を得るための積極的なリスクコミュニケーションの実施。

9

(2) サッカー活動再開に向けた5つの活動レベル

- 前述の4区分を基に、事業実施に伴う移動の範囲などの要素を考慮し活動レベル及びそれぞれで 目安となる活動の範囲を設定
- 各都道府県が各ステージのいずれの状況にあるのかについては、各 FA が自治体への確認などを通じて主体的に判断
- 下記活動レベルの適用はレベル 3 までは都道府県/地域、レベル 4・5 は全国規模とし、市区町村単位での扱いは必要に応じて個別の状況を踏まえ FA で判断
- 活動レベル 2 及び 3 においては、PCR 検査(もしくはそれに準ずると認められる検査)により関係者 全員が陰性と認められる場合には地域の感染状況を問わず地域間の移動を可とする場合がある
- いずれのレベルにおいても、当該地域の自治体の方針などを優先的に考慮し、各 FA において最終的な事業実施可否の判断を行った上で、感染拡大防止のための十分な対策を講じる事が前提

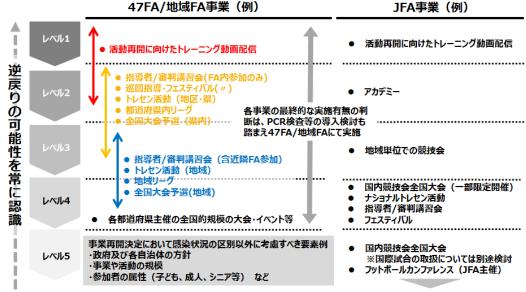
	N
範囲が担	都道府県/地域の状況
	ŀ
で判断	全国状況

活動	状	能	活動の範囲**3					
レベル	自 都道府県	他 都道府県	チーム活動:	FA事業:				
活動 レベル1	「ステージIV」かつ「緊急 事態宣言」が発令	-	完全自粛 (個人トレーニングは可能)	完全自粛				
活動 レベル2	「ステージⅢ」もしくは「ス テージⅣ」	-	段階的再開 ^{※1} (移動は都道府県内のみ)	段階的再開**2 (比較的小規模な事業、都道府 県内のみ)				
活動 レベル3	「ステージ I 」もしくは「ス テージⅡ 」	各ステージが混在	原則 再開 (移動は「ステージⅢ」及び「ステージⅣ」に該当しないエリアに限定)	原則 再開 (同一地域に「ステージⅢ」もしくは 「ステージIV」の都道府県が無い 場合、地域内活動再開)				
活動 レベル4	「ステージ I 」もしくは「ス テージⅡ」	「ステージ I 」もしくは「ス テージⅡ」	原則 再開	原則 再開 (全国、一部制限あり※2)				
活動 レベル5	全都道府県が「ステージ I 」もしくはそれ以下	全都道府県が「ステージ I 」もしくはそれ以下	完全再開	完全再開 (全国)				

- ※1 チーム活動における段階的再開とは、例えば、感染状況や施設における予防策の徹底度合い、適切な距離を保つための人数等に応じて、チームを複数のグループに分けてグループ単位での限定的な活動から再開し、徐々にそのユニットを拡大していくようなことなどを想定
- ※2 FA事業における「段階的再開」や「一部制限あり」とは、政府の指標等に基づき参加人数を制限してイベントを実施するようなケースを想定
- ※3 活動レベル2及び3においては、PCR検査(もしくはそれに準ずると認められる検査)により関係者全員が陰性であると認められる場合には感染状況を問わず地域間移動を可とする場合がある

(3) 各活動レベルにおける実施事業例

下記に記載する各活動レベルでの事業例はあくまで一つの基準であり、実際の事業実施にあたっては 当該地域の実情に合わせて安全を最優先にして取り組んでいただくようお願いいたします。



JFA事業の実施にあたっては、都道府県/地域FA事業や、チーム活動・選手の状況への十分な配慮が必要

(4) 活動再開時及び再開以降の活動規模の設定

活動再開時及びそれ以降の活動規模については、政府の対策本部が発表した以下のイベント開催制限の段階的緩和の目安をベースに活動規模の拡大の目安を設定しました。

感染状況の段階に応じたイベント開催制限の目安

【別紙】

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、 基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に 基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策(行動管理含む)の呼びかけ。
- イベントの開催制限については、当面9月末まで、現在の収容率要件及び人数上限を維持することとし、その間においても収束傾向が見られた場合には目安のあり方を検討。
- **各都道府県においては、**引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の 段階に応じて、個別のイベント開催について**適切に判断**。

時期		収容率	人数上限
	屋内	50%以内	100人
5月25日~	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
0.0.0.0	屋内	50%以內	1000人
6月19日~	屋外	十分な間隔 *できれば 2 m	1000人
7.0.0.0	屋内	50%以内	5000人
7月10日~	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
感染状況を見つつ、	屋内	50%以内	5000人
当面9月末まで維持	屋外	十分な間隔 *できれば 2 m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

出典:内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「9月1日以降における催物の開催制限等について」(令和2年8月24日)

イベント開催制限の段階的緩和の目安(その2)

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、 感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**(無症状で感染させる可能性も)。

<具体的な当てはめ>

		- 24 T F J	は日にはめ /			
時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)		お祭り・野	外フェス等
5月25日~	【100人又は50%(注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発する もの、人との間隔を十分確 保できないもの等は慎重な 対応、管楽器にも注意	【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	-	全国的・広域的	地域の行事 【100人又は 50%(屋外200人) 人)】 *特定の地域からの末場を見込み、人数を管理できるものは可
6月19日~	【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、 人との間隔を十分確保できない もの等は慎重な対応、管楽器に も注意	【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主 催者による試合中・前後におけ る選手等の行動管理		×	
7月10日~	【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの 等は、厳格なガイドラインによ る対応	【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による 試合中・前後における選手・観 客等の行動管理			*特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
感染状況を見つつ、 当面9月末まで 維持	【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの 等は、厳格なガイドラインによ る対応	【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は 慎重な対応	【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による 試合中・前後における選手・観 客等の行動管理		×	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

出典:内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「9月1日以降における催物の開催制限等について」(令和2年8月24日)

外出自粛の段階的緩和の目安

- ○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出自粛の強化等を含めて、国と連携しながら、格道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用(業種別ガイドラインの改定にも活用)。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日~	*不要不急の県をまたぐ移動は避ける(これまでと同じ)。	Δ
ステップ① 6月1日 ~	*一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)、北海道との間の 不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	*観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日〜 *ステップ①から約3週間後		Δ
ステップ③ 7月10日~ *ステップ②から約3週間後	0	*観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、 人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持		0

出典:内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「8月1日以降における催物の開催制限等について」(令和2年7月23日)

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、 都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する 分析を出来る限り活用(業種別ガイドラインの改定にも活用)。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等							
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等(注)						
【移行期間】 ステップ① 5月25日~	$\times \sim \triangle$	× ~ △* 知事の判断。* 業種別ガイドラインの作成。						
ステップ① 6月1日 ~	* 知事の判断。 * 業界や専門家等による 更なる感染防止策等の検討 。							
ステップ② 6月19日〜 *ステップ①から約3週間後		*人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン 等を遵守。知事の判断。						
ステップ③ 7月10日〜 *ステップ②から約3週間後	*感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。 知事の判断。	* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。						
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。							

(注) バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

出典:内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「8月1日以降における催物の開催制限等について」(令和2年7月23日)

(5) サッカー活動における活動規模の目安

サッカー活動再開以降における活動規模の目安については、原則、本ガイドライン発行時点での政府 方針に基づいて設定を行い、必要に応じて適宜改定を行います。なお、下記に記載する制限緩和の道 筋は、あくまで感染状況が改善の方向に向かっていることを前提としたものであり、今後、状況が悪化す る場合には、前述の3区分表やそれに基づく5つの活動レベルに立ち戻り、適切に活動を実施してい ただきますようお願いいたします。

		事業活動規模	移動範囲
个 各ステッ	ステップ1 6/1~*	屋内: 100人以下または定員の50%以内 屋外: 200人以下。人との距離は2メートルを確保	北海道、東京、千葉、埼玉、神奈川 との間の移動は避ける
プ	ステップ2 6/19~	屋内、屋外ともに1000人以下または定員 の50%以内	都道府県をまたぐ移動が可能
の期間は政府方針に準拠	ステップ3 7/10~	屋内、屋外ともに5000人以下または定員 の50%以内	
針に準拠	ステップ4 8/1~	政府及び各自治体方針に従い適	切な規模で事業を実施

※各ステップの期日は本ガイドライン作成時の政府方針に基づくもの

(6) 感染状況悪化に伴う事業実施の考え方

感染状況が好転することを前提に、上述のとおりサッカー活動再開にむけた考え方を示しました。また「逆戻り(感染状況の悪化)の可能性も意識すること」も明示してきておりますが、残念ながらその状況が現実になりつつある状況です(2020年7月20日現在)。感染状況、自治体の方針等を踏まえ、再開されつつある各地域 FA・47FA での事業の実施について、本ガイドライン基本方針に立ち返り、安全最優先で事業の継続・延期・中止等を再検討くださいますようお願いいたします。

<前提>

ガイドライン策定の基本方針

- ·安全最優先
- ・不当な扱い、差別等の禁止
- ・リスペクト
- ・「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応
- ・サッカー界の抜本的見直し

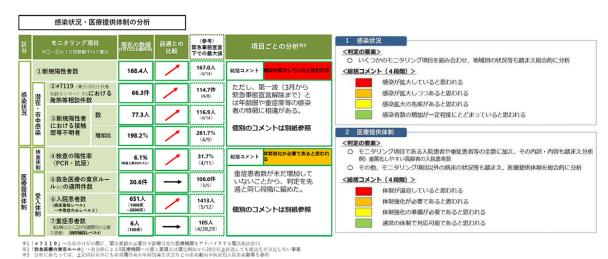
<感染状況の把握>

感染状況の悪化にともない、上述の区分((4)活動再開の基準(目安))において、当該地域・都道府県がどの区分に該当するかについては、当該 FA が属する自治体の示す警戒レベル(警報・アラート等)を解釈し、各 FA にて主体的に判断し、感染状況を把握いただくようお願いします。

<各自治体の警戒レベル例>

·東京都 (https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/)

新型コロナウイルス感染症について、都内の「感染状況」と「医療提供体制」を 2 つの柱として 7 つの モニタリング項目を設定。毎週、専門家による状況分析を項目ごとに行い、都内の感染状況と医療 提供体制それぞれについて「総括コメント」として 4 段階で評価。(表は 7 月 13 日のもの)



・神奈川県(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/k-vision/indicator.html)
「特定警戒」「感染拡大注意」「感染観察」の 3 区分を設定し、県が定める一定の基準を超えた場合に「神奈川警戒アラート」を発動(写真は 7 月 20 日のもの)



・大阪府(http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona_model.html)
「大阪モデル」を策定し、市中での感染拡大状況、新規陽性患者の拡大状況、病床のひつ迫状況を3つ区分に分類。通天閣などのライトアップにより色で状態を可視化。(表は7月20日のもの)

1	<信号の点灯・消灯基準> それぞれのモニタリング指標を全て満たした場合 警戒の基準 ⇒ 黄 非常事態の基準 ⇒ 赤 警戒・非常事態解除の基準 ⇒ 縁 (ただし、一定期間経過後消灯									後消灯)																	
	新型コロナウイルス感染症 大阪モデル モニタリング指標の状況																										
【モニタリング	Eニタリング指標でとの状況】																										
/\ \r' ato rac	ㅜ - 이 이 전환 2명	府民に対する	府民に対する	府民に対する	7/	14		15								19		20									
分析事項	モニタリング指標		非常事態の基準	警戒・非常事態 解除の基準	非常事態 の基準		非常事態 の基準	解除 の基準	非常事態 の基準		非常事態 の基準	解除 の基準	非常事態 の基準	解除 の基準	非常事態 の基準	解除 の基準	非常事態 の基準										
	①新規陽性者における感				-	-	-	_	-	_	-	_	-	_	-	_	-	_									
	動平均前週增加比 ①2以上		動平均前週增加比 ①2以上		動平均前週增加比 ①2以上				_	0.41.43	1)2	.04	1)2	.83	1)2	.40	12	.58	1)2	.52	1)2	.53	1)2	.65			
での感染拡 大状況	②新規陽性者における感			②10人未満	_	•	_	•	_	•	_	•	_	•	_	•	_	•									
	染経路不明者数7日間 移動平均		_		214	.29	219	9.43	221	1.29	@24	1.29	227	7.71	②33	3.29	236	6.71									
	③7日間合計新規陽性	120人以上												_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_
(2)新規	者数	かつ 後半3日間で	_	_	16	0	21	1	24	17	27	78	33	36	39	93	42	24									
陽性患者の 拡大状況	うち後半3日間	半数以上				70		99		147		180		205		228		224									
114人1人7几	④直近1週間の人口10万	_	_	0.5人未満	_	•	_	•	_	•	_	•	_	•	_	•	_	•									
	人あたり新規陽性者数					_				0.5人木凋	1.8	1	2.3	39	2.8	30	3.1	15	3.8	31	4.4	15	4.8	31			
	⑤思者受入重症病床使		70%以上 (「警戒(黄色)」	60%未満	O(*)	0	O(*)	0	O(*)	0	O(*)	0	O(*)	0	O(*)	0	O(*)	0									
のひっ迫状況	用率		信号が点灯した日から 起算して25日以内)	60%末期	2.7%	2.7%	3.2%	3.2%	2.7%	2.7%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%									
【参考指標】	⑥確定診断検査における 陽性率の7日間移動平均	_	-	_	4.1%		4.1% 4.7		5.0	5.0%		5.1%		5%	5.9	9%	5.9	9%									
【参考指標】	⑦新規陽性者における感 染経路不明者の割合	_	_	_	60.	0%	65.	6%	50.	0%	64.	2%	53.	5%	66.	3%	67.	3%									
各指標を全て	て満たした場合における信号	黄	赤	緑 (ただし、一定期間 経過後消灯)	专	į	đ	ŧ	贡	ŧ	ġ	ŧ	贡	ŧ	贲	ŧ	Ē	苛									

徳島県(https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/5035331/) 政府の3区分をベースに県独自の基準(下図参照)を設定し、基準を超えた場合に「とくしまアラ ート」を発動。(アラートの状態は7月20日のもの)



とくしまアラートの発動基準について(令和2年7月9日改定)

今後、本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、

			①感染	e観察	②感染拡大注意	③特定警戒			
			注意報	強化	心散来加入注息	③特定言 我			
	基本方針		早期発見・ 感染拡大防		①に加えて、 必要に応じ、特措法第24条9項による 感染拡大防止を図る(※1)	国の指定を受け、 緊急事態措置を実施する			
発動			1-0	5人以上	10人以上	約30人以上(※2)			
基準	直近1週間の累積 感染経路不明者数	(m)	-1	2.5人以上	5人以上	約15人以上(※2)			
	解除の判断基準	-		直近2週間の感染経路	各不明者数が0人	直近1週間の累積新規感染者数 3.5人以下(※2)			
	共通事項	Smart GO	[author) とくしま?	スマートライフ宣言!」	(「新しい生活様式」「感染拡大予防;	ガイドライン」の実践)			
	外出		大している地域への不 iへの移動を徹底してi	▽要不急の移動は避ける 避ける。	・ (必要に応じ、法第24条第9項に基づく) 外出自粛の協力要請。 ・不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への 移動は徹底して避ける。	・法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。 ・県をまたぐ移動や3密の場所への移動は 徹底して避ける。			
対	出勤	ローテー	じ、在宅動務(テレワ ション動務、時差出勤 勧等の推進。		・在宅勤務(テレワーク)、ローテーション 勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。	・「出勤者数の7割削減」を目指す。 ・在宅勤務(テレワーク)、ローテーション 勤務等の強力な推進等。			
对応方針	イベント (※3)	- 一定規模のイベント等の開催に当たっては、 リスクへの対応が整かない場合は中止又は 延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主権者に対し、 身体的回線の確保や基本的な感染対策の実施、 業種毎の懸金族大手防ガイドライン等を踏まえた 対策等を求める。			「ベント 提別するよう、主催者に慎重な対応を求める。 それ以外のイベントに関しては、主権者に対し、 身体的距離の確保や基本的な影変対策の実施、 実性毎の産業を拡大予防 ガイドライン 東洋 の実施、 実性毎の産業を拡大予防 ガイドライン の実施・ 実性毎の産業を拡大予防 ガイドライン		開催の自粛要請等。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に 対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策 の実施、業種毎の感染拡大予防 ガイドライン		
	施設の 使用制限	も含めて	情に応じ、法第24条第 適切に判断。 染対策や3密回避の徹	59項に基づく協力要請 底を要請。	- 地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく 協力要請を実施。 クラスターのおそれがある施設や3密施設は 使用制限の協力要請を検討。 - 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、 注意喚起の徹底。	・ 感染拡大のおそれのある施設の使用制限の 要請等(キャパレー等の接待を伴う飲食業 ライブハウス、パー、スポーツジム等) ン園。 特等館に美術館、美術館は、 感染防止策を講じた上で開放もあり得る。			

- ※1 措置の実施の要否については、入院患者数、重症患者数、宿泊療養者数、監視体制(検査、相談等の件数)、クラスターの発生状況、近隣府県の状況を総合的に判断する。 ※2 国により特定警戒制道府県」に指定された際に移行するものであり、判断基準の数値についてはあくまでも目安である。 ※3 イベントについては、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。

各種活動の再開に当たっての共通的留意事項について

各種活動の再開に当たって、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が作成する「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に掲げられる「基本的考え方」に基づき、各事業の実施における共通的な留意事項を整理しました。各 FA 及び各チームの責任者の方におかれましては、原則全ての事業において下記のポイントを踏まえた対応を行っていただくようお願いします。

また、当該共通的留意事項とは別に、競技会や研修会などの事業によって個別に手引きやチェックリストを作成しておりますので、随時合わせて参照ください。

なお、各種活動の再開においては、当該活動が実施される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、JFA にお問い合わせいただくとともに、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へご相談ください。

<参加者の安全を最優先にした行動を>

本ガイドラインの基本方針にも「安全最優先」として掲げる通り、各都道府県における活動の再開にあたっては、何よりもまず参加者の人命や健康を最優先にした事業の計画・実行を行っていただくようお願いいたします。緊急事態宣言が解除された地域や都道府県知事から自粛要請が解除された地域においても、感染予防に向けて取り得る十分な環境が整えられない場合は、参加者・スタッフの安全を第一にして、イベント等の延期や中止の判断を積極的に行ってください。

<不当な扱い・差別等を許容しない>

現在、残念ながら、国内外で感染者や診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の例が複数報告されていますが、サッカー界は、このような差別等*の発生を一切許容せず、断固たる姿勢で臨みます。各 FA におかれましても、現場や SNS 等でこうした事象が発生した場合は決して容認することなく強い態度で制止していただき、行為が続くようであれば毅然とした対応をお取りくださいますようお願いいたします。

なお、こうした差別等の予防という観点でも、イベント等参加者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の個人情報等の取り扱いには十分配慮してください。

※ここでいう「差別等」には、活動現場や SNS 上での感染者等に対する差別的な発言・態度のようなものだけでなく、例えば、コロナ感染を避けるために選手がチーム活動への参加を、もしくは、チームが大会等への参加を一時的に辞退する/したことを理由として、チームの指導者が当該選手を、または、事業主催者が当該チームを不当に扱うことなども含まれます

<各活動レベルにおける事業·活動の実施の考え方>

活動レベル1:当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域

複数名が特定の場所へ集合することを伴うすべての事業・活動の実施を自粛してください。 政府や 自治体の要請に従って基本的な感染予防を実施するとともに不要不急の外出の自粛、三つの密*を避 けるなど、自己感染を回避するとともに他人に感染させないよう徹底しましょう。

※三つの密:①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)②密集場所(多くの人が密集している)③密接場所(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる)という3つの条件

活動レベル2:当該都道府県が感染拡大注意の対象地域

少人数のものも含め、政府・都道府県知事からの自粛要請に基づき適切な対応が求められます。特に参加者が都道府県をまたいで移動する事業・活動については、自粛してください。各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除となった場合は、比較的小規模*な事業について、十分な感染対策を講じた上で都道府県 FA 主催事業の実施が可能となります。尚、観客や聴衆が想定される事業については原則無聴衆・無観客とし、参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

なお、本活動レベルにおいて、PCR 検査(もしくはそれに準ずると認められる検査)により、イベント等への関係者全員が陰性と認められる場合には、地域の感染状況を問わず地域間の移動を認める場合があります。

※「比較的少人数」とは、例えば、対象となる活動・イベントに参加する人数が「最大でも 50 人程度」と想定されます。

活動レベル3: 当該都道府県が感染観察であり、他地域で政府の3区分が混在

大規模な事業・活動の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を検討してください。参加者数は、屋外についての目安は、上限 200 名以下、かつ人と人の距離を十分に確保 (2m ほど) することが必要です。また、屋内については、参加者数は 100 名以下、かつ定員の50%以下が開催の目安となります。

同一地域内の都府県が全て「感染観察」で、且つ事業主体 FA の自治体首長によるイベントの開催制限が解除されている場合は、十分な感染対策を講じた上で地域 FA 主催事業の開催が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

なお、本活動レベルにおいて、PCR 検査(もしくはそれに準ずると認められる検査)により、イベント等への関係者全員が陰性と認められる場合には、地域の感染状況を問わず地域間の移動を認める場合があります。

活動レベル4:全ての都道府県が感染観察の対象地域

各都道府県知事によるイベントの開催制限、他県への移動制限が全ての都道府県において解除となった場合は、事業主体 FA が十分な感染対策を講じた上で JFA 主催全国大会開催が可能 (一部制限を含む可能性あり) となります。参加チームは移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

活動レベル5:全ての都道府県で感染観察状態が解消

事業主体 FA が十分な感染対策を講じた上で全国的規模の JFA 主催事業の完全実施が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

事業・活動実施時の感染防止策について

各 FA は、それぞれの事業を実施するにあたり、以下の内容を踏まえつつ個別にチェックリストを作成し、 感染防止策に取り組んでください。

※添付のチェックリストはサンプルですので各 FA において作成される際にご参照ください。

1. 事前の対応

事業主体 FA は、事業実施会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加者に対し、感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。大会などにおいては FA 及び参加チームはそれぞれ<u>感染対策責任者</u>を設置し、イベント等の事前、当日、事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築してください。

参加者への連絡事項

事業主体 FA がイベント・競技会等への参加者に対して事前に求める感染拡大防止のための措置として、以下の項目が挙げられます。FA の感染対策責任者は適切な手段により参加者やチームの感染対策責任者に事前に連絡をとり、以下の項目を伝えてください。また運営に関わる役員、会場スタッフ、ボランティア、メディアその他関係者全員に対しても同様に事前伝達してください。

なお、以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、開催都道府県おいて集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、イベント等の中止・延期を検討頂くようお願いします。

- (1) 以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ(イベント等当日に書面にて確認)
 - 体調が良くない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、 地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2) イベント等参加者全員のマスク着用
- (3) 事業主体 FA が示す注意事項の遵守
- (4) スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告
- (5) イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、 他人との接触状況の記憶(感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます)

2. 会場における感染防止対策

事業主体 FA は、以下の点に留意して会場の設営・運営を行ってください。

(1) 諸室・テント等

イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- 各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- 全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染 を防ぐ。
- ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。
- 飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合において、 ドブ漬けを使用する際は下記事項を徹底すること。なお、アルコール類の販売は当面は 行わない。
 - i. ドブ漬けに手を入れる店員を事前に決め、健康チェックシートで体調管理を徹底する
 - ii. ドブ漬けに手を入れる店員は、紙幣や小銭等の金銭の授受を担当しない
 - iii. ドブ漬けに入れる飲料に他の人が手を触れた場合は、流水等で十分に洗浄する
 - iv. ドブ漬けは購入者が手を入れられない場所に設置する

- 座席を設置する際に前後左右1.5~2m間隔をあけ、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- 喫煙所は設けない。

(2) 手洗い場所

イベント参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意する。(布タオルや手指を 乾燥させる設備については使用しないようにすること。)
- アルコール消毒液を設置する。

(3) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事業主体のFAは、以下の対応を 行ってください。

- 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- 「手洗いは30 秒以上」等の掲示をする。
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意する。(布タオルや手指を 乾燥させる設備については使用しないようにすること。)

(4) 更衣室・ロッカールーム

イベントや競技会で更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため、感染リスクが 比較的高くなります。事業主体FAは、これを踏まえ、更衣室・ロッカールームについて以下の準備を 行ってください。

- 広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- 室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取 手、テーブル、椅子等)については消毒する。
- 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

更衣室等利用者の注意事項

- 利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- 利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- 利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

事業主体FAは、イベント等の参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(2mが目安)を空けること。(介助者 や誘導者の必要な場合を除く。)強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線 に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

- ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
- イタオルの共用はしないこと。
- ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、 会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。
- エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。

(6) メディア対応における注意事項

- イベント等の取材申請を事前に締め切ることにより、会場に合わせた3密を避けるための 取材者の人数調整が可能となり、取材者に事前に感染防止対策を周知できます。
- イベントを取材するメディアに対しても、1. 事前の対応「参加者への連絡事項」に記載されている内容を遵守するように事前に伝えてください。
- 代表質問を行うなど、取材者の人数も必要最小限となるように調整し、取材者は取材対象者から2mの距離を、取材者同士は最低1m間隔を保つよう声がけをしてください。また、できるだけ短時間で取材を終えるよう、取材者に対して事前に依頼してください。
- 健康チェックシート※を事前に送付し、当日受付で提出してもらってください。
- 競技会におけるメディア対応の詳細については、別途作成する「新型コロナウイルス影響下における競技会・試合運営の手引き」をご確認ください。

※健康チェックシートへの記載事項

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号、Email アドレス※個人情報の取扱に十分注意)
- ② イベント当日の体温
- ③ 競技会前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳(せき)、のどの痛みなどの風邪症状
 - だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - 臭覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(7) ゴミの廃棄方法

イベント会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

(8) 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温が高くなる夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用を義務化することなどにより、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取組に併せて熱中症の予防も行う必要があります。事業主体FAは、P.21に記載の「スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について」を参照するとともに、政府が示す「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活動を実施してください。

① マスクの着用

マスク(特に外気を取り込みにくいN95などのマスク)の着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけることを徹底してください。また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクを外しても構わない旨アナウンスをしてください。

② エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

③ 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動するようアナウンスしてください。なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前の準備をしておいてください。

(9) その他

これら(1)~(8)を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。事業主体のFA及び参加チームは、その点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくとともに、関係者への周知を行ってください。

3. 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間(少なくとも1ヶ月)を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

3. スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について (公益財団法人日本スポーツ協会資料より)

これから暑い日が続きます。これまでの新型コロナウイルス感染症対策とあわせて、熱中症予防対策が必要となります。特に、これまでの外出自粛の影響により、体力の低下や暑さに慣れていないこと、そして、マスクをつけてスポーツを行うと熱放散が妨げられることから、通常よりも熱中症のリスクが高くなりますので、より注意が必要となります。

スポーツ活動再開時の 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について

公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会委員長 川原 貴

新型コロナウイルスの主な感染経路は、接触感染と飛 沫感染だと考えられています。そのため、スポーツ活動 時の対策としては、いわゆる三つの密を避けることはも ちろん、次のことが重要です。

- 周囲の人と距離を空ける
- こまめに手洗いあるいは アルコール消毒を行う
- スポーツ活動に支障のない範囲で マスクを着用する



さらに、スポーツ活動再開時は、以下についての配慮 が必要となります。

1) 体力低下と暑熱順化に配慮する**1

これまでの外出自粛の影響により体力が低下していること、暑さへ慣れていないことが想定されます。これらは熱中症発症のリスク要因となるため、スポーツ活動を再開する場合はくれぐれも無理のないよう慎重に、運動強度を調節し、適宜休憩をとり、適切な水分補給を心がけてください。

2) 日頃の体調管理と体調チェックを徹底する**2

体調が悪いと体温調節機能が低下し、熱中症につながります。日頃から睡眠、食事をしっかりとり、生活リズムを整えるなど体調管理に配慮するとともに、スポーツ活動を行う前に必ず体調をチェックするように心がけてください。このことは、スポーツ活動中の熱中症予防はもちろん、新型コロナウイルス感染症対策にもつながります。

3)マスクを着用できない場合は 周囲の人との距離を十分に空ける**3

スポーツ活動中も飛沫の拡散を予防するため、できるだけマスクを着用することが望まれます。ただし、マスクをつけてスポーツを行うと呼吸がしづらくなるため、これまでよりも運動強度を落として行うよう心がけてください。激しい運動を行うなどマスクが着用できない場合は、周囲の人との距離を十分に空けるよう心がけてください。

※1 スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック (日本スポーツ協会) 熱中症予防対策としては、基本的にはこれまでと同じです。スポーツによる熱中症事故は、適切に予防さえすれば防げるものです。熱中症予防の原

則として「スポーツ活動中の熱中症予防 5 ヶ条」としてまとめています。 https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid776.html#guide01

#2 安全に屋内・屋外で運動・スポーツをするポイントは? (スポーツ庁) 新型コロナウイルス感染症対策に関するスポーツを行う際のポイントとして、1) 運動やスポーツを始める前に行うこと (体調チェック)、2) 感染予 防のための基本的な対応、3) 運動・スポーツの種類ごとの留意点がまと められています。

https://www.mext.go.jp/sports/content/000050039.pdf

※3 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会)

新型コロナウイルスへの感染防止策として、1) スポーツの種類に関わらず、 スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべ く距離を空けること、2) 飲食については、周囲の人となるべく距離を取っ て対面を避け、会話は控えめにすること、3) スポーツを行っていない間に ではマスクを着用すること(スポーツ活動中は可能な範囲でマスクを 着用すること)などが定められています。

https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158



「N95」などの医療機関で使用される高機能マスクは通気性が悪く、スポーツ活動時の使用は動められません。飛沫の拡散を予防することが目的となるため、普通のマスクで結構です。あるいは、マスクの代用としてネックゲイターやバンダナで顔を覆うなど工夫してください。疲れたらマスクを外して休憩を取りましょう。





新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引き

本手引きは、JFA 主催の国内競技会(全国大会等)を開催するにあたり、新型コロナウイルスの 感染症対策の詳細な部分を想定して設定しています。

競技会・試合運営に携わる皆様に本手引きの内容を理解していただき、主管 FA、参加チーム、審判員を中心に連携をはかりながら、円滑な運営につなげていただき、試合成立へ向けてご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 事前の対応

主管 FA は、会場において感染対策の準備を行うとともに、参加チーム、審判員、メディア等に対し感染防止のために遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。

(1) 感染対策責任者の設置

主管 FA 及び参加チームは、事前、試合日、事後にお互いが連絡を取り合える環境を構築するため、それぞれ感染対策責任者を設置する。

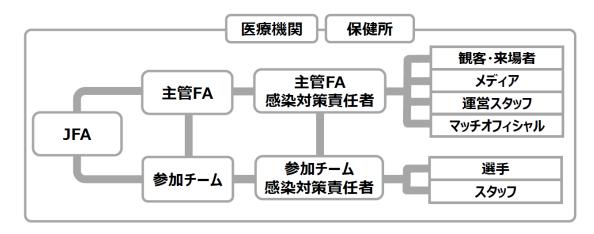
-1. 感染対策責任者の主な作業内容

主管 FA 及び参加チームの感染対策責任者の主な作業は以下のとおりとし、感染対策が実行されているかを確認し、改善を要する場合、その旨指示する。

① 競技会運営における感染対策の立案、必要に応じてチェックシートの見直し 主管 FA ② 競技会運営関係者および参加チーム、メディア等への感染対策計画の周知 ③ 手指消毒液設置の確認 ・手指消毒液の設置確認および切れていないか、不足箇所がないか適宜巡回し確認す ④ 関係者の体調管理の把握 ・チーム、審判団の体温を記入したものを管理 ・その他関係者の体温を記入したものを管理 ・体温計の管理 (動作等) ⑤ 入場ゲートにおいて ・機器の管理、指導、作業チェック(サーモグラフィー、非接触体温計等の備品管理やス タッフの配置等) ① 移動、競技会期間中における感染対策の立案 参加チーム ② 選手、チーム役員、その他関係者への感染対策の周知 ③ 手指消毒液設置の確認 ・手指消毒液の設置確認および切れていないか、不足箇所がないか確認する ④ 関係者の体調管理の把握 ・選手、チーム役員の体温を記入したものを管理、提出 ⑤ 入場ゲートにおいて ・選手、チーム役員全員の体温測定協力 ⑥ 換気の励行 ・移動、控室、ミーティングルームでの換気

-2. 参加者への連絡

感染対策措置として、JFA、主管 FA は以下項目からなる感染対策ルールを事前に連携して伝えます。 主管 FA 感染対策責任者は、参加チーム感染対策責任者、事前申請したメディア等の対応をします。 また、運営に関わる運営スタッフ、ボランティア、その他関係者全員に対しても同様に事前に伝えます。



(2) 感染対策ルール

競技会および試合運営に関わる方々は、以下の事項を遵守する。

-1. 感染対策ルール

- ① 自主的に参加を見合わせる(以下の事項に該当する場合)
- ・体調が良くない場合(例:発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合)
- ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを着用する
- ③ 咳エチケットに十分配慮する
- ④ 手洗い、手指消毒をこまめに行う
- (5) 社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を確保する
- ⑥ 3 密 (密閉、密集、密接)を避ける
- ⑦ 握手、抱擁などは行わない
- ⑧ フィールド上での唾・痰吐き、うがい等は絶対にしない
- ⑨ タオル、飲料ボトルなどの共用はしない
- ⑩ 健康チェックシートの提出
- ① その他 JFA、主管 FA が示す注意事項を遵守する

-2. 参加対象者の特定(健康チェックシート提出予定者の特定)

参加チームは、3週間前に競技会または試合に参加、帯同する選手、チーム役員等の対象者を特定し、用紙の配布等により健康チェックシートへの記入準備を開始する。

JFA、主管 FA は、必要に応じて参加チームより対象者リストの提出を求める。

-3. 健康チェックシート

以下事項を記載した健康チェックシートを回収し、健康状態について問題のないことを確認する。

- ① 氏名、生年月日、住所、連絡先(電話番号、E メールアドレス)
 - ・個人情報の取扱いに十分注意する
- ② 競技会または試合開催 2 週間前から当日までの体温
- ③ 競技会または試合前2週間における以下の事項の有無
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳(せき)、のどの痛みなどの風邪症状
 - ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - ・臭覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等へ の渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

-4. 乳幼児のマスク着用の考え方

日本小児科学会の見解(乳幼児のマスク着用の考え方)

- ① 乳幼児のマスク着用には危険があります。特に2歳未満の子どもでは、気をつけましょう
- ② 乳幼児は、自ら息苦しさや体調不良を訴えることが難しく、自分でマスクを外すことも困難です
- ③ また、正しくマスクを着用することが難しいため、感染の広がりを予防する効果はあまり期待できません。
- ④ むしろ、次のようなマスクによる危険性が考えられます
 - ・呼吸が苦しくなり、窒息の危険がある
 - ・嘔吐した場合にも、窒息する可能性がある
 - 熱がこもり、熱中症のリスクが高まる
 - ・顔色、呼吸の状態など体調異変の発見が遅れる

特に、2歳未満の子どもではこのような危険性が高まると考えます。子どもがマスクを着用する場合は、いかなる年齢であっても、保護者や周りの大人が注意することが必要です。感染の広がりの予防はマスク着用だけではありませんので、保護者とともに集団との3密を避け、人との社会的距離を保つことも大切なことです。

(3) チームの移動

参加チームは、以下の点に留意して対応してください。

また、JFA、主管 FA は、以下の点に留意して対応します。

-1. 飛行機、新幹線

- ① 考え方
 - ・チームは常に健康状態をモニタリングしている集団であり、チーム単位での移動により感染対策 を万全にする

- ② 航空機
 - ・ 航空機内は、空気が約3分で、すべて入れ替わる換気のよい空間です
 - ・当面、機内での距離をとった配席運用になるとされています
- ③ 新幹線
 - ・新幹線の車内も、6~8分ですべての空気が入れ替わる

-2. バスによる長距離移動

- ① バス会社への事前の依頼事項
 - ・事前に車内を消毒する
 - ・運転手の体調管理し、マスク、手袋を着用する
- ② バス車内での社会的距離
 - ・バス内は密をさけるよう人数を極力減らし、着席する席の間隔を空ける(目安:定員 50%まで)
 - ・長時間(2時間以上等)移動の場合、複数台のバスにより密にならない状況を作るなどを検討する
- ③ その他の注意事項
 - バス内ではマスクを着用する
 - ・1 時間につき 3 回の換気を推奨として、窓を開けて換気する
 - ・サービスエリア等での休憩時もマスクを着用し、感染予防に務める

-3. 近距離の移動

- ① チームの移動は、可能な限り公共交通機関の利用を避け、バス、乗用車等を利用する 尚、会場の駐車場利用については主管 FA の指示に従うこと
- ② 移動に際して、以下の点に留意する
 - マスクを着用する
 - ・長時間(2 時間以上等)移動の場合、複数台に分乗して選手間の社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)の確保を検討する
 - ・1 時間につき 3 回の換気を推奨として、窓を開けて換気する

(4) チームの宿泊

参加チームは、感染リスクを回避するため以下の点に留意して対応します。 また、JFA、主管 FA は、必要に応じて以下の点に留意して対応します。

-1. 接触による感染リスクからの回避

宿泊施設の従業員や利用客との接触を減らし、感染リスクを減らす工夫をする

- ① 施設単位またはフロア単位での貸し切りを検討する
- ② 動線(共用の廊下やロビー等)、エレベーターについては、時間を指定することも検討する
- ③ 食事会場をチーム専用とすることができるか検討する
- ④ チームが使用する部屋は事前に消毒、換気する(宿泊施設への依頼)

⑤ チームの不在時に清掃する、または、清掃しないことも選択肢となる

-2. 手指消毒液の設置

チームが訪れる各所に手指消毒液を設置する (食事会場、マッサージルーム、ミーティングルーム、廊下(フロア等を専有する場合)、その他)

-3. チームの行動規範

- ① 自室以外ではマスクを着用する
- ② エレベーターのスイッチや階段の手すりに、素手で触れないようにする
- ③ ホテルのサウナ、フィットネスルーム、バー等に立ち入らない

-4. 部屋割り

- ① 可能な限り絞った人数での宿泊とし、密を避けて設定する(対応できない場合は、選手同士の体調管理を徹底する)
- ② 部屋の換気を良くする(温度 21 度、湿度 50~60%が推奨される)

-5. マッサージルーム

- ① 室内を混雑させないよう留意し、換気を良くする
- ② 順番が来るまで室内に立ち入らない
- ③ マスク、手袋等を用いて、感染を予防する
- ④ トレーナーは、マスク・手袋・手指消毒など標準予防対策をとった上で対応する
- ⑤ 手袋の手配が難しい場合等、1 行為 1 手洗い(アルコールジェルでの刷り込み含む)をしっかり行う

-6. 食事

- ① 選手の席は、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を確保し、向かい合わせの配席はしない
- ② 十分に広い部屋がない場合、グループ分けして食事時間をずらす
- ③ 食事は一人ずつ取り分けた状態で用意する
- ④ 食事中、宿泊施設の方は部屋にいないようにし、片付けはチームが退出した後に行う
- ⑤ ビュッフェ形式は、取り分けにより感染リスクが想定されることから見合わせる

-7. ミーティング

- ① 試合前を除き可能な限り、WEB 会議システムの利用を検討する
- ② 対面にて実施する場合、部屋の換気に留意する
- ③ 監督、コーチ、選手が、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を確保して着席する

(5) 会議・セレモニーの計画

感染防止のため、競技会開催にあたり付帯して行われる以下の会議やセレモニーの実施方法を検討する。

-1. 監督会議/代表者会議

監督会議、代表者会議を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。

- ① 3 密を避けるため、原則として WEB 会議システムにて開催する
- ② WEB 会議システムでの開催が難しい場合は、参加チームへの連絡事項・注意事項等をメールで展開するなど、大勢の人数が一堂に会して 3 密にならないよう工夫する
- ③ ユニフォーム決定は、競技会開催前に参加チームよりユニフォーム写真を提出してもらい、その 試合で着用する正副いずれか一方を JFA が事前に決定して参加チームに通知する

-2. 開会式

開会式を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。感染対策により実施しないことも検討する。

- ① WEB 会議システムにて開催する
- ② 屋外、フィールド等にて行い、簡略化して行う
- ③ 登壇者、運営スタッフは、マスクを着用する
- ④ 握手は行わない
- ⑤ 集合写真の撮影は行わない

-3. 表彰式

表彰式を実施する場合は、以下の点に注意して対応する。感染対策により実施しないことも検討する。

- ① トロフィーは表彰プレゼンターとチームを代表した選手が、距離(2m 以上)を置いて立ち、授与のみ行う(フォトセッションは行わない)
- ② 賞状は表彰プレゼンターとチームを代表した選手が、距離(2m 以上)を置いて立ち、読み上げをせずに、授与のみ行う(フォトセッションは行わない)
- ③ メダル掛けは行わない(セレモニーとは別に一括してチームへ渡す)
- ④ 表彰プレゼンター、運営スタッフは、マスクを着用する
- ⑤ 握手は行わない
 - ※プランを立てておいて、その時の情勢を見て判断する

2. 会場管理における感染対策

(1) 試合の開催方法

感染対策により安全に試合を行うには、以下2つの方法があります。

-1. 無観客試合(リモートマッチ)

無観客試合(リモートマッチ)は、来場者の人数を極端に少なくすることで、感染リスクを抑えることができます。

-2. 制限付きの試合 (無料試合又は有料試合)

政府方針や自治体のガイドラインに従い、イベント開催規制が緩和されれば、一般の来場者、ファン・サポーターに対して一部の制限付きにより観戦機会を提供することも可能になります。 以下項目の実行が難しい場合は、開催地自治体において集会、イベントの開催許可された状況下にあっても、無観客試合(リモートマッチ)の開催を検討します。

(2) 3つのゾーン分け

会場内を3つのゾーンに分け、以下の目的により互いの接触を避ける動線管理を行います。

- ① できるだけ来場者の人数を少なくすることで、感染リスクを抑える
- ② ゾーン分けしておくことで、感染者が出た場合の影響範囲を限定する
- ③ とくに選手、チームスタッフと接触する可能性を最小化する

ゾーン 1	競技関連	・ピッチ及びピッチ周辺(テクニカルエリアを含む)
		•選手入場口
		・選手及び審判員の更衣室
ゾーン 2	運営・メディア関連	•運営諸室
		・記者席を含むメディアスタンド
ゾーン3	スタジアム外縁を含む来場者	
	エリア(指定管理エリア)	

(3) 無観客試合(リモートマッチ)

来場者の人数を極端に少なくすることで、感染リスクを抑えることができます。

-1. ゾーン毎の動線管理

会場規模、来場者数を予測して対応する。

- ① ゾーン毎の動線を設定し、人と人の接触を限定する
- ② とくにチームとその他の方の接触を最小限に留めるために、ゾーン 1 動線の独立性に留意する

-2. 無観客試合(リモートマッチ)に来場できる方

ゾーン毎の来場者の人数を減らし、特に「ゾーン 1:競技関連 |への来場者を限定する

1	両チーム 選手、チーム役員	12	警備員、係員
2	審判員	13	TV 中継関係者
3	マッチコミッショナー	14	JFA・両チームオフィシャルカメラマン
4	審判アセッサー	15	メディア(ペン記者、カメラ、ENG)
5	主管 FA スタッフ	16	他チームのスカウティングスタッフ
6	ボールパーソン	17	スカウティング映像制作会社
7	担架要員	18	ドーピング検査スタッフ
8	記録要員	19	警察·消防
9	演出・進行スタッフ	20	会場関係者(グラウンドキーパー等)
10	大型映像装置オペレーター	21	運営会社(看板、装飾等)
11	会場ドクター/看護師		

但し、上記以外の試合運営上の役割がある場合に限り、試合の1週間前までに主管FAに届けることとする

-3. 無観客試合(リモートマッチ)への来場をご遠慮いただく方

22	ファン・サポーター	26	選手、関係者の家族
23	来賓	27	選手仲介人、代理人、マネジメント会
			社
24	協賛社、スポンサー企業	28	その他、上記の計画に規定されていな
			い人
25	マスコット		

但し、チームベンチ外選手が来場し、ゾーン 2 にとどまることは認められる

-4. JFA 役職員の立会、視察

JFA 役職員は、状況に応じて立会、視察することができる。事前集約の上、試合の 1 週間前を目途に JFA より主管 FA へ連絡する。

-5. 会場外でのファン・サポーターの集結を防ぐ

- ① ファン・サポーターへの事前告知
 - ※ スタジアムまたはその周辺に来場しない
 - ※ できるだけ家にとどまって、テレビ・ネット等を通じて応援する
 - ※ 友人と一緒にテレビ・ネット観戦する場合も、対面にならず、会話を減らし、マスクをして社会 的距離を確保する
 - ※ 上記が遵守されない場合、試合延期措置等を検討することも考えられる
- ② 上記の観点より無観客試合においては、ファン・サポーターの皆様が自主的に作成された横断幕の会場内外への掲出をすることはできません
- ③ 主管 FA は、告知および調整にあたり、チームに協力を要請して対応する。

(4) 制限付きの試合

政府の方針や自治体のガイドラインが緩和され一部の制限が解除されている場合には、以下のとおり制限付きの設定をします。

-1. 観客への制限

① 無料·有料共通

- ・客席は、周囲との間隔として、1席程度(前後左右)空ける
- ・上限は、会場収容人数もしくはブロック内での 50% (席種単位) とする
- ・席割(ブロック)は、主管 FA が立案し、JFA が承認する
- ・主管 FA は、上記開催条件につき、あらかじめ施設(開催地自治体)の了解を得る
- ・会場収容人数の制限数には、未就学児童、車椅子席の付添人も含める
- ・立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする
- ・総合案内所は、感染対策をした上で設置可とする (フェイスシールド、スタッフとお客様の間のビニールシートの設置等については主管 FA 判断)
- ・入場時にサーモグラフィーまたは非接触体温計により検温し、37.5 度未満であれば入場することができる

(体温が37.5度以上の場合は入場をお断りする)

・保健所の積極的疫学調査にあたり、濃厚接触者に該当する可能性のある観客の情報の提供 に協力するため、個人情報の管理を徹底した上で、観客の個人情報(氏名、メールアドレス、 電話番号)、スタンドエリア内の観戦位置の情報提供の協力を求める

② 無料入場

・感染者が来場したことが発覚した場合を想定して、保健所の聞き取り調査に協力できるよう、来場者の座席が特定できるようにブロックやエリア表示を明確に示す

③ 有料入場

- ・自由席(ブロック指定含む)は、感染者が発生した場合を想定して、保健所の聞き取り調査に協力できるよう、来場者の座席が特定できるようにブロックやエリア表示を明確に示す
- ・当日券は、オンライン販売のみとする。会場販売、店舗(コンビニ)等での直販は行わない
- ・体温計測により37.5 度以上が発覚し入場をお断りするなど、画面上で新たな規約を表示し、 同意を得た上で購入に進む手順をとる

-2. ゾーン毎の動線管理

- ① 上限人数は設けない
- ②「ゾーン 1:競技関連」への来場者は 最小限になるようにする

-3.「ゾーン1:競技関連エリア」へのアクセス制限

「ゾーン1:競技関連エリア」へのアクセスをご遠慮いただく方

26	選手、関係者の家族
27	選手仲介人、代理人、マネジメント会社
28	サプライヤー

-4. JFA 役職員等の立会、視察

- ① JFA 役職員等は、状況に応じて立会、視察することができる。
- ② 事前集約の上、試合の1週間前を目途にJFAより主管FAへ連絡する。

-5. 応援スタイルについて

感染対策のため、ファン・サポーターのご理解とご協力が必要となります。

- ① 容認される行為は以下の通りです
 - ・横断幕掲出 ※掲出の際、密にならないよう十分配慮してください
- ② 禁止される行為は以下の通りです
 - 応援を扇動する
- ・歌を歌うなど声を出しての応援、指笛

手拍子

- ・タオルマフラー、大旗含むフラッグなどを"振る"もしくは"回す"
- ・トラメガを含むメガホンの使用・大鼓等の鳴り物
- ・ハイタッチ、肩組み
- ・・ビッグフラッグ ※ただし、お客様がいない席に掲出する場合は容認される

-6. 観客、ファン・サポーターへの事前のご案内

- ① 無理な来場は、勇気をもって、見合わせてください
 - ・体調がよくない場合 (例:発熱、咳、喉の痛み、だるさ、味覚嗅覚の異常などの症状がある場合)
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ の渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② 入場ゲートで体温を測定し、37.5 度以上の場合は入場できませんので、あらかじめご了承ください
- ③ 会場ではマスクを着用してください
- ④ 会場でのマスクの配布はございませんので、各自ご準備ください
- ⑤ 熱中症対策でマスクを外す場合は、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)、咳エチケットにご配慮ください
- ⑥ マスク着用を義務付けない例外は以下のとおりとします
 - ・乳幼児:着用しないことが望ましい(保護者の判断による)
 - ・上記除く未就学児:着用するかしないかは保護者の判断による
- ⑦ 手洗い、手指消毒をこまめに行うようにしてください
- ⑧ 会場では、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を確保するようにしてください(入退場時、トイレの列など)
- ⑨ 観戦時は、座席(立見席・芝生席等含む)から移動することを禁止とします (間隔を空けずに隣に座る、スタンド前方へ移動して選手に声をかける等)
- ⑩ スタジアムの外でも、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を確保することはもとより、大声での発声、歌唱や声援、密集等の感染リスクのある行動を回避してください
- ⑪ アルコール飲料の持ち込みは禁止とさせていただきます
- ② 保健所の積極的疫学調査にあたり、濃厚接触者に該当する可能性のある観客の情報の提供に協力するため、個人情報の管理を徹底した上で、観客の個人情報(氏名、メールアドレス)、スタンドエリア内の観戦位置の情報提供に協力してください

(5) チケッティング

制限付きの試合開催の期間は、政府方針に則り以下の通りに計画して下さい。

- ① 周囲との間隔 1 席程度あける
- ② 上限は、会場収容人数の50% (席種単位) とする
 - ・メインスタンドのみの開放の場合は、メインスタンド収容人数の50%(席種単位)とする
- ③ 席割は主管 FA が立案し、JFA が承認のうえ決定する
- ④ 来訪チーム応援席は設置する
 - ※ 主管 FA は上記開催条件につき、あらかじめ自治体の了解を得る
 - ※ 上限 5,000 人または会場収容人数の 50%には、未就学児童、車椅子席の付添人も 含める
 - ※ 立ち見席、芝生席は、上記ルールに準じることを条件に設置可とする
 - ※ 総合案内所:感染対策 (マスク着用義務、フェイスシールド、スタッフとお客様の間のビニールシートについては主管 FA 判断) をした上で設置可とする
 - ※ 37.5 度以上が発覚し入場をお断りするなど、画面上で新たな規約を表示し、同意を得た上で、購入に進む手順を取ることとする

(6) 会場管理

-1. 会場の衛生管理

- ① 手指消毒液
 - ・使用するすべての部屋または各フロアの動線上に手指消毒液を設置する
- ② 石鹸
 - ・トイレの手洗い場には、石鹸(液状ポンプ型が望ましい)を用意する
- ③ ペーパータオル
 - ・ペーパータオルの設置は主管 FA の判断として、設置する場合はゴミ回収等の衛生面に注意 する
- ④ チームエリアの消毒
 - ・換気を十分に行い、机、イス、ドアノブ等を可能な限り消毒する
- ⑤ ドアの開放
 - ・ドアノブに触れる頻度を下げるため、ドアはできるだけ開けたままとする

-2. 来場者の入退場管理(関係者)

- ① 検温ポイント
 - ・会場の管理エリアの入口を極力 1 箇所に限定し、チェック要員を配置し検温チェックを徹底する
 - ・検温し、37.5 度未満の場合は入場することができる(37.5 度以上の場合、入場をお断りする)
 - ・再入場の際も検温する(検温済みの方を識別する方法を工夫する)
- ② すべての入口に手指消毒液を設置する
- ③ 来場者名簿を利用して、来場時刻、退場時刻を管理する

-3. 観客の入退場管理

- ① 待機列が「密」にならないよう工夫する
 - 例:ブロック毎に入場時間を分ける、開門時間を早める、間隔を空けることの呼びかけ、喋らないことの呼びかけ
- ② 入場時にサーモグラフィーまたは非接触体温計により検温し、37.5 度未満であれば入場することができる
 - ※ 体温が 37.5 度以上の場合は、別箇所へ移動していただき、再度検温し、37.5 度以上の場合は、入場をお断りする
 - ※ 再入場の際も検温する (検温済みの方を識別する方法を工夫する)
 - ※ 入場をお断りするお客様の連絡先を把握する
- ③ 入口に手指消毒液を設置する
- ④ 手荷物検査を行う場合は、お客様ご自身に荷物を開けてもらい、お客様の荷物には直接触らない

- ⑤ 保健所の 積極的疫学調査 を行うにあたり、濃厚接触者に該当する可能性のある観客の情報提供するため、また、陽性反応者との接触機会を告知し、更なる感染拡大防止につなげるため、観客の中から陽性反応者が確認された場合の対応を考慮し、以下の通りとする
 - ・観客の個人情報(氏名、メールアドレス、電話番号)を把握する
 - ・観客見込みを想定し、定員管理できるよう開放するスタンドエリアを管理する
 - ・スタンドエリア内の観戦位置を把握するため、位置がわかるように明示する (既存の席番、ゲート・ブロック位置、表示のない場合にブロック表示を設定)
 - ・氏名などの個人情報は非公開とした上で、陽性反応者の観戦位置を公表する
 - ・実施方法:スマートフォンのアプリ等により観客の個人情報を提供していただく
 - ・条件:もしも、来場者の中から陽性反応者が確認された場合に以下A~Bの対応をするため、観客の個人情報を提供していただいた上で、観戦していただく。(事前告知 および 入場口等に掲示)
 - A:氏名などの個人情報は非公開とした上で感染者の観戦位置を公表するとともに、観客に対しメールにて情報提供する
 - B:迅速に積極的疫学調査を行うため、保健所等の公的機関に個人情報を提供する
- ⑥ ゲートスタッフは、券面チェックのみ実施し、お客様にもぎってもらう
- ⑦ 飲料の移し替え(実施する場合) は、カップを触る前にお客様に消毒してもらうなど衛生管理に 配慮する
- ⑧ お客様への配布物がある場合、不特定多数の方が触れないように管理し、定期的に手指消 毒をしたスタッフが配布する

-4. 場内放送、大型映像装置の運用

- ① 操作室に3密が生じないよう、最少人数での運用を工夫する
 - ・操作室では必ずマスクを着用する
- ② 告知の実施については、通常通り実施する。また、新型コロナウイルス感染症対応に関する注意・お願い告知を随時行う

-5. 場内/場外売店

- ① リモートマッチの場合
 - ・場内/場外売店は設置しない
- ② 制限付き試合の場合
 - ・飲食販売は容認される(ただし、アルコール販売は状況により判断する)
 - ・グッズの販売は容認される
 - ・販売員は、マスク、手袋を着用する

-6. 場内/場外イベント

- ① リモートマッチの場合
 - ・場内/場外イベントは実施しない
- ② 制限付き試合の場合
 - ・イベントを開催する場合は、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)に十分に配慮すること

・触れ合うことによる感染リスクが伴うマスコットの場外またはコンコースでのグリーティング、サイン会など は実施しない

-7. 喫煙所

・原則、喫煙所は、設置しない

-8. スタジアム内外の掲出及び装飾

- ①リモートマッチの場合
 - ・JFA が指定する大会タイトルバナー、スポンサー看板、スポンサーバナー等を掲出することができる
 - ・ファン・サポーターによる横断幕の掲出は、制作・受け渡し時等における感染防止の観点から、 クラブが預かって掲出することを含めて、行わないこととする
- ② 制限付き試合の場合 通常の試合通り設置可能

-9. 退場時

「密」にならないよう工夫する。 例:時差退場、場内アナウンスによる呼びかけ

(7) 会場の諸室環境

主管 FA は、以下の点に留意して会場を設営します。

これらを実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。マスクの着用等により自己防衛をした上で競技会に参加してください。

また、各諸室の窓、ドアの開放、運営関係者及びチーム関係者全員にマスク着用を義務化することにより、熱中症を発症するリスクが高まりますので、こまめな水分補給を心掛けましょう。

-1. 諸室

運営諸室において、以下のとおり設定する。

- ① 各部屋に手指消毒液を設置する
- ② 全てのドア及び窓を開け、3 密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ
- ③ ドリンクを冷やすためのドブ漬けは使用しない
- ④ 座席を設置する際に前後左右 1.5~2m間隔をあけ、お互いが正面に座らないよう配慮する
- ⑤ 喫煙所は設けない

-2. 手洗い場所

関係者、参加チームの選手・スタッフ、マッチオフィシャルが競技会の際に手洗いをこまめに行えるよう、以下のとおり設定する。

- ① 手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する
- ② 「手洗いは30 秒以上 | 等の掲示をする
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意する。(布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。)
- ④ 手指消毒液を設置する

-3. トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、以下のとおり設定する。

- ① 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ② 手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する
- ③「手洗いは30秒以上」等の掲示をする
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意する。(布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。)
- ⑤ 手指消毒液を設置する

-4. ロッカールーム

ロッカールームは3密が揃うため、感染リスクが比較的高いと考えられます。ロッカールームを以下のとおり設定する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、選手同士が密になることを避ける
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子、マッサージベッド等)については消毒する
- ④ 一日に同会場で複数試合を行う場合は、試合終了毎に消毒する
- ⑤ 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を開けっ放しにして常時換気を行う
- ⑥ チームの注意事項
 - ・選手及びスタッフはマスクを着用し、会話を最小限に留める
 - ・選手及びスタッフはロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する
 - ・選手及びスタッフはシャワーを交代で使用し、密集を避ける

-5. 審判控室

審判控室について、以下のとおり設定する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、審判員同士が密になることを避ける。
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については消毒する
- ④ 換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を開けっ放しにして常時換気を行う
- ⑤ 審判員の注意事項
- ・審判員はマスクを着用し、会話を最小限に留める
- ・審判員は審判控室の滞在時間を短くするため着替えに限定する
- ・審判員はシャワーを交代で使用し、密集を避ける
- ・審判員同士のミーティングは会場で 3 密とならないスペース等を探して実施する

(8) 試合会場の設営、撤去

-1. 試合日以外に設営作業を行う場合

- ① 作業開始前に体温を測定する
- ② 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻、退場時刻を管理する
 - ・感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく
- ③ 作業に参加される方の「確認書(仮称)」の運用を検討する
 - ・直近2週間の体調不良や濃厚接触がなかったこと等の確認を書面で行う
- ④ 全員が利用可能な場所に、手指消毒液を設置する

-2. 撤収作業

- ① 予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻、退場時刻を管理する
 - ・感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく

-3. ゴミの廃棄方法

- ① ゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。
- ② ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。
- ③ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

3. 競技運営における感染対策

(1) 参加チーム、審判員、及び競技

-1. スタジアムへの到着

- ① 両チームは、競技会規定の指定時刻までに会場に到着する
- ②審判員は各自到着し、試合終了後、各自退出する

-2. 試合当日の体温測定

参加チーム及び審判員は、以下のとおり対応する。

経過	参加チーム(選手・チーム役員)	審判員
① 毎日の定時の検温	変わらず実施する	変わらず実施する
② 当日の検温	会場到着以前にチーム全員の体温を 測定する	会場到着時に入場口の検温所で検温 する
③ 37.5℃以上の場 合	・ 当該者は、会場に来場しない・ もしも、会場へ向かっている間に発熱した場合は、タクシー等で、自宅またはホテルに戻る	・会場の管理エリア内に入ることはできない
	・参加チームの感染対策責任者は、 主管 FA の感染対策責任者と情報 共有する	・検温所の担当スタッフは、 主管 FA の感染対策責任者と情報共 有する
	・ 主管 FA の感染対策責任者は、 マッチコミッショナーに報告する	・主管 FA の感染対策責任者は、 マッチコミッショナーに報告する
	・新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、帰国者・接触者相談センター等へ連絡し相談の上、医療機関を受診し、検査等の適切な処置を行う	・新型コロナウイルス感染症の疑い症状がある場合、帰国者・接触者相談センター等へ連絡し相談の上、医療機関を受診し、検査等の適切な処置を行う・疑い症状がない場合、適切に経過観
	・ 疑い症状がない場合、適切に経過 観察する	察する

-3. 参加チーム及び審判員全員に求められること

感染対策ルール を遵守する。

-4. 更衣室(参加チーム及び審判)

- ① 更衣室内でも社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を確保する
 - ・空いている部屋があれば追加の更衣室として利用する(先発と控えで分ける等)
 - ・追加の更衣室が難しい場合、時間をずらすなどの工夫をする
- ② 更衣室の滞在時間を、できるだけ短時間に減らす(目安:各自30~40分)
- ③ 更衣室内では、必ずマスクを着用する
- ④ タオル、飲水ボトル等を共用しない

- ⑤ シャワーは、一基ずつ間隔を空けて使用することを原則とする
- ⑥ 人数が多い時は、時間帯をずらして使用することで、人と人の間隔(できるだけ 2m、最低 1m)を確保する
- ⑦ アイスバスは対面とならないよう、一人ずつもしくは少人数で使用する。
 - ※ 社会的な距離(できるだけ 2m、最低 1m)を保ち、顔の粘膜を不用意に触ることがない よう注意する
 - ※ 定期的に水槽の水を入れ替え、清掃を徹底する
 - ※ 風呂水専用塩素剤等の使用も検討する
- ⑧ サウナの使用は禁止する

-5. 選手の治療、マッサージ

- ① トレーナーは、マスク・手袋・手指消毒など感染対策をとった上で対応する
- ② 環境(使用する器具等)の消毒を行うこと
- ③ チームドクターや会場ドクターが新型コロナ感染を疑う徴候のない選手の外傷に関して診察を 行う場合には、感染対策(マスク・手袋の着用)を行う

-6. 競技用具、備品の消毒

- ① 試合開始前にボール、コーナーフラッグ、ゴールポストを消毒する
- ② ボールは、ハーフタイムにも消毒する

-7. ボールパーソン、担架要員

- ① 無観客試合でのボールパーソン、担架要員は、大人が担当するように検討する
 - ・ボールパーソンの人数をできるだけ少なくする方法を検討する
- ② マスク・手袋の着用
 - ・マスク・手袋を着用し、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を保つ
- ③ フェイスシールド
- ・フェイスシールドは主管 FA 判断により着用することができる

-8. マッチコーディネーションミーティング

3 密を避けるため、通常のマッチコーディネーションミーティングは、実施しない。

但し、マッチコミッショナー、主管 FA、両チーム運営担当、審判員は、3 密を避けて、短時間に個別の簡単な打合せを行うことができる。

主管 FA は、マッチコミッショナー、両チーム運営担当、審判員に対し、試合運営の留意すべき事項を書面にまとめて事前に伝達する。

〔主な感染対策確認内容〕

- ・試合前、試合後に相手チーム、審判団との握手は実施しない ・両チームベンチへの挨拶を実施しない
- ・エスコートキッズは実施しない

・円陣はしない

・倒れた選手に手を貸さない 行わない ・得点時にハイタッチ、抱擁を

口に含んだ水を吐かない

- ボトルを共用しない
- ・水・氷を溜めたクーラーボックスを共用しない
- タオルを共用しない
- ・ピッチ上でチームメイト、審判員と会話する際にも互いの距離についてしっかりと配慮する
- ・ピッチ内でも咳エチケットを守り、つばを吐く、手鼻をかむなどの行為を行わない
- ・ベンチではマスクを着用し、会話を控える

-9. 試合開始前のウォーミングアップ

- ① 室内練習場等でのウォーミングアップ
 - ・選手、チーム役員は、マスクをしなくてよい
 - 換気に留意する
- ② ピッチ上でのウォーミングアップ
- 選手、チーム役員は、マスクをしなくてよい
- 審判員はマスクをしなくてよい
- ③ スタンドへのボールやプレゼントの投げ込むような行為をすることはできない

-10. 試合開始前の、審判団による選手チェック及び用具チェック

- ① 各チームの更衣室前(通路が狭い場合は屋外で実施)で副審が実施。
- ② 副審はマスクを着用

-11. 選手及び審判団のピッチ入場~キックオフ

- ① 入場前の混雑を防ぐため、両チーム及び審判団はそれぞれに入場する
- ② リスペクト旗の入場及びエスコートキッズは行わない
- ③ マスコットの入場、子供を抱っこしての入場も不可
- ④ 握手セレモニー、ペナント交換、選手や審判員の表彰、来賓などによるキックオフセレモニー等は 行わない
- ⑤ チームの集合写真撮影は認められる、但し、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を保つこと
- ⑥ コイントスは主審及び両チームのキャプテンにより実施する、但し、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を保つこと
- ⑦ピッチ上で円陣を組むことは行わない

-12. スポンサーの露出

- ① 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される
- ② 会場への来場者増につながらず、かつ社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を保つ演出 は容認される

-13. チームベンチ

① 1 席空けて座る

- ② 入り切らない場合は、ベンチを増やして対応する または、主審および両チームで事前に合意した場所で待機を設定する
- ③ 一日複数の試合が行われる場合は、入れ替え時に消毒液でベンチシートなどを拭き取る
- ④ ベンチの選手及びチーム役員は、マスクを着用する 但し、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい 競技中については、プレー及びアップ時以外はマスク着用とする
- ⑤ 不要な会話・接触は控える
 - ・「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント(厚生労働省 2020 年 5 月 29日)
 - ・高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクを外してよい
- ⑥ ベンチの選手及びチームスタッフはマスクを着用する
 - ・チーム役員が、テクニカルエリアで指示を送る際は、マスクを外してよい

-14. 試合中の飲水

- ① 原則飲水ボトルの共用を避ける
 - ・たとえ口が直接触れなくても唾液が飛ぶ可能性があり、感染の危険性はある
 - ・ペットボトルでのピッチレベル設置使用可(但し、スクイズボトルタイプのキャップに交換する)但 し、使用したペットボトルは必ず破棄すること
- ② 氷水にスポンジを入れて体を冷やすことは、体を冷やすだけであれば容認される 但し、スポンジで顔を拭うことは行わない
- ③ 選手が口を付けフタをしたボトル等をクーラーボックスに戻すことは、絶対に避ける

-15. 飲水タイム

- ① 飲水ボトルの共用を避けることから、十分な水分補給の機会が見込めないため、WBGTの 数値に関係なく飲水タイムを設定し、パフォーマンス向上につなげる
- ② 「熱中症対策ガイドライン」に基づき、WBGTの数値が条件に達した場合は、Cooling Break を実施する

-16. ゴールセレブレーション

① 社会的な距離(できるだけ 2m、最低 1m)を保って実施する

-17. ハーフタイム

- ① 選手、チームスタッフ、審判員等の引き上げ動線が混雑しないよう、予め確認する
- ② グラウンドの補修は、通常と同様に実施される
- ③ ボールを消毒する

-18. 試合終了時のセレモニー

両チームと審判団がピッチ中央に集まることは行わない

- ① チームとして集まって自宅等で観戦しているファン・サポーターに挨拶する等を行う場合、社会的 距離(できるだけ 2m、最低 1m)を確保すること
 - ・握手、ハイタッチ、抱擁は行わない
- ・選手、チームスタッフ、審判員は、各自で更衣室に戻る
- ② その他注意事項
- ・試合後のスタンド内に選手・スタッフが上がってのセレモニーは禁止
- ・入場ゲート周辺での見送りセレモニーについても禁止

-19. ドーピングコントロール

日本アンチ・ドーピング機構(JADA)で検討している内容を後日追記

(2) 来賓対応

-1. 来賓全員に求められること

感染対策ルール を遵守する

-2. 主管 FA は予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる

- ① 来場時刻、退場時刻を記録する
- ② 感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく

-3. ケータリング

- ① ビュッフェ式の食事提供は行わない
- ② 食事を提供する場合は、ランチボックス形式とする
- ② ドリンク提供(アルコールは除く)はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する
- ③ アルコールの提供は、社会的状況を鑑みて判断する

-4. 貸し出し物

① ブランケット等の貸し出しは行わない

(3) メディア対応

試合を取材するメディアに対しても、事前に感染対策を周知し、次に記載されている内容を遵守するように伝えます。

-1. メディア全員に求められること

感染対策ルール を遵守する

-2. 試合取材における必須事項

競技会・試合の取材申請を事前に締め切ることにより、取材者の人数調整が可能となり、試合会場の設備に合わせて、3 密を避けることにより、感染リスクを下げることができます。

- ① すべてのメディアが JFA への事前申請を必須とする
- ② 取材活動ができる人数制限を設け、取材許可されたメディアのみ会場内での取材を可とする
- ③ メディアは、健康チェックシートに必要事項を記入し提出する
- ④ 受付時の検温により体温が37.5度以上の方、体調不良者は、取材活動をお断りする

-3. 会場内の対応について

- ① メディア入口、メディア動線は、チーム・審判と完全に分け、接触がないようにする
- ② スタジアムでのメディア受付開始時刻は以下の通りとする
 - 記者 フォトグラファー/ENG クルー (試合開始 60 分前~)
- ③ 各メディアは受付終了後、所定の取材位置へ速やかに移動し、控室の使用をすることはできない(控室はフォトグラファー/ENG クルーの荷物置き場がない場合にのみ使用、デスクワークや 滞在は避ける)
- ④ 会場内では、上記留意点を必ず心がける

-4. 記者席での取材活動

- ① 取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう
 - ・隣の記者との間隔は、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を空けて着席する
 - ・主管 FA 広報担当者は、各メディアの座席位置を指定し把握する

-5. ピッチレベルでの撮影(取材活動)

- ① ピッチレベルの撮影位置は、両ゴール裏エリアのみとする。
 - ・撮影位置の間隔は、社会的距離(できるだけ 2m、最低 1m)を空けて設置し、各メディアの 位置を把握する
 - ・撮影者(フォトグラファー、ENG クルー)はいかなる理由があってもベンチ付近に立ち入ることはできない
- ② 試合前の入場セレモニー等の撮影は、JFA 公式フォトグラファー/ENG (オフィシャルビブス着用者) 及び当日の中継局のみ撮影を許可される
- ③ 試合中に決められた撮影位置からの移動は禁止する(ウォーミングアップ含む)

-6. 試合終了後の対応

- ① 監督記者会見および選手の取材は対面では行わず、WEB 会議システムにて実施する
- ② WEB 会議システムが困難な場合、以下の通りの対応とする
 - ・監督・選手、メディア関係者は常時マスクを着用し、不必要な会話を控える
 - ・監督・選手とメディアが交わらないよう、かならずエリアをプラ柵・テープなどで仕切る
 - ・監督・選手とメディアの距離は 2m以上取る。取材者同士も最低 1mの間隔を保つ
 - ・最小限での対応とするため、記者 1 名、テレビ局 1 名が代表質問を行い、コメント・素材はメディア関係者同十で共有する
 - ・フォトグラファーは試合終了後の対応エリアに入らない
 - ・できるだけ換気の良い場所で取材を行う
 - できるだけ短い時間で取材を終える
- ③ すべてのメディアは、試合終了後1時間以内を目途に会場から退出する

4. 事後対応

競技会終了後、以下の通り対応します。

-1. 健康チェックシートの保存

主管 FA は、万が一、感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、競技会当日に参加した選手、スタッフ、メディア、運営関係者から提出された健康チェックシートに保存期間(少なくとも 1 ヶ月)を明記し、保存します。また、保存期間経過後、健康チェックシートを廃棄します。

-2. 参加チームの状況確認、対応

競技会終了後 14 日以内に、各チームの感染対策責任者に連絡を取り、具合の悪い選手・スタッフがいないか確認します。万が一、運営スタッフの中から競技会終了 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の症状が出た場合には、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口に相談します。その後、新型コロナウイルスの陽性反応となった場合は、保健所の指示に従うとともに、主管 FA は JFA に報告します。

また、チームから感染者発生の報告があった場合にも、同様にその旨 JFA に報告します。

5. 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温の上昇する夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用などの義務化により、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取り組みに併せて熱中症を予防します。

「スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について」を参照するとともに、政府が示す「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活動を実施します。

-1. マスクの着用

マスクの着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけます。

また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクを外しても構いません。

-2. エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行います。 換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

-3. 涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動するようアナウンスします。

なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前に準備します。

6. 様式

(1) 健康チェックシート

۰	-	_				_	
•	健		-	_			
L	7 5 5	la es		-u			
			_		_		

本健康チェックシートは、○○サッカー協会が開催する各種大会において新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の健康状態を確認することを目的としています。

本健康チェックシートに記入いただいた個人情報について、○○サッカー協会は、厳正なる管理のもとに保管し、チーム関係者の健康状態の把握、 来場可否の判断および必要なご連絡のためにのみ利用します。また、個人情報保護法等の法令において認められる場合を除きご本人の同意を得ずに 第三者に提供いたしません。但し、大会会場にて感染症患者またはその疑いのある方が発見された場合に必要な範囲で保健所等に提供することがあ ります。

ノサナ	性まれてへ
〈奉本〉	情報>

✓ 坐本 旧和 // _/ _/ _/ _/ _/ _/ _/ _/ _/ _/ _/ _/						
団体名		代表者				
		連絡先				
フリガナ		生年月日	西暦	年	月	日
		電話番号				
氏名						
		Eメール アドレス				
		アドレス				
	〒					
住所						

<大会当日までの体温>

^{(大} 大五当山 b Co pp min z														
日	付		起床時体温	E	付		起床時体温	E	付		起床時体温	日	付	起床時体温
/	()	$^{\circ}$	/	()	$^{\circ}$	/	()	ొ	/	() °C
/	()	°	/	()	$^{\circ}$	/	()	°	/	() ℃
/	()	°C	/	()	°C	/	()	°	/	() ℃
/	()	$^{\circ}$	/	()	$^{\circ}$	/	()	$^{\circ}$	/	() °C

<大会前2週間における健康状態> ※該当するものに「∨」を記入してください。

		チ	エック頃目		チェック欄						
① 平熱を	と超える発熱がない										
② 咳(t	せき)、のどの痛みな	せき)、のどの痛みなどの 風邪症状がない									
③ だるさ	5さ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)がない										
④ 臭覚な	④ 臭覚や味覚の異常がない										
⑤ 体が重	⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等がない										
6 新型二	コロナウイルス感染症	11に関性とされた者との	濃厚接触がない								
⑦ 同居家	家族や身近な知人に原	感染が疑われる方がい	ない								
⑧ 過去1	14日以内に政府から	ら入国制限、入国後の	観察期間が必要とされ	こている国、地域等への渡航又は当該							
在住者との	D濃厚接触がない										
9 701	也、気になること(り	次下に自由記述)									
(大会参加保護者 氏	口者が未成年の場合) 氏名	保護者 確認欄									
電話番号			Eメールフ	アドレス							
	確認日	西曆	年	月	В						

(参考) 各団体が発出する各種方針・ガイドライン等

発行元	方針・ガイドライン等
世界保健機関	Considerations for sports federations/sports event organizers
(WHO)	when planning mass gatherings in the context of COVID-19:
	<u>interim guidance</u> (英語)
厚生労働省	「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」
	「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
内閣官房	新型□□ナ感染症対策本部資料(内閣官房新型□□ナウイルス感染症対策
	推進室 HP)
	業種別ガイドライン一覧(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
	HP)
文部科学省	学校再開に向けて(Q&A、通知等)
スポーツ庁	「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(2020.5.14)
日本スポーツ協会	「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」
日本障がい者スポ	(2020.5.14)
ーツ協会	「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(改訂版)」
	(2020.5.29)
日本スポーツ協会	スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について
日本プロサッカーリ] リーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
ーグ (コ リーグ)	
サッカー・ブンデスリ	TASK FORCE SPORTMEDIZIN/SONDERSPIELBETRIEB
ーガ	IM PROFIFUSSBALL (独語)